

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	馬 楽
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
中国の義務教育段階の学校における教育資源の格差に関する研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	山 田	浩 之
審査委員	教 授	曾 余 田	浩 史
審査委員	教 授	小 川	佳 万
審査委員	准教授	尾 川	満 宏
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文の目的は、中国の義務教育段階の学校における教育資源の格差を、とくに教育費、教育設備、教員の3つの側面から実証的に検証することである。その際、義務教育の平等を達成した根拠とされる「義務教育発展基本均衡県」の制度を検討し、とくに都市部と農村部の格差に着目して分析する。</p> <p>中国では「義務教育発展基本均衡県」によって県内の義務教育機関の格差が検証され、教育資源に関する格差は是正されたとされてきた。しかし、実際には格差の検証には問題が残り、格差の解消は表面的なものに過ぎないという指摘もある。実際に、格差が存在しないように設備や教員の資格を「粉飾」する場合もあったとされてきた。こうした中国の義務教育段階の学校の格差を検証しようとしても、公開されているデータは限定的なものでしかない。そのため、各学校の教育資源を正確に測定・評価することは難しく、実際の格差の検証は困難であった。本論文はこうした中国の義務教育学校の現状を実証的に検証し、その格差の実態を明らかにしようとするものである。そのため、中国東北部のK省T市の小中学校長へのアンケート調査とインタビューを行い、そのデータに基づいて教育資源の格差を検証している。</p> <p>本論文の構成は次の通りである。</p> <p>「序章 研究の背景と問題の所在」では先行研究の現状を確認するとともにその問題を検討している。また、研究の背景となる「義務教育発展基本均衡県」の制度の問題点を指摘している。その上で、表面的な格差の解消を批判し、実証的に教育資源の格差を検証するという本研究の目的と意義を明確にした。</p> <p>「第1章 教育資源の格差をめぐる課題」では、中国における都市部と農村部の格差に関する先行研究を概観し、現在の研究の状況を明らかにしている。また、義務教育の格差是正に関する政策を検討し、その課題を整理している。</p> <p>「第2章 調査の概要と本研究の枠組み」では、研究の枠組みを提示し、研究方法と調査対象について検討されている。さらに、アンケート結果を概観し、T市の小中学校長が教育資源の実態についてどのような意識を持っているのかが指摘されている。</p>			

「第 3 章 教育費の格差」では、義務教育制度の成立以来、中国における都市部と農村部の教育資源の格差を是正するための施策がいかに実施されてきたのかが検討されている。さらに、教育費を中心に、それらの施策が地域間、学校間の格差の縮小をいかに実現したのが検討されるとともにその限界が指摘されている。

「第 4 章 教育設備の格差」では、すでに解消されたと指摘されている教育設備の量的格差の実態を検証し、その上で質的な格差の有無を検証している。分析の結果、都市部と農村部の間には「教育設備」においてたんに「量」的な格差だけではなく、「質」的な格差も存在していることが明らかにされた。すなわち、農村部では設備の数が不十分だけでなく、実際には使用されない設備も数多く存在していた。

「第 5 章 教員における都市部と農村部の格差」では、義務教育段階における教員の量的、質的な格差が検討されている。中国では「義務教育発展基本均衡県」による評価が推進されることで、教員の格差もすでに解消したとされている。本論文はこうした中国の状況を背景とし、都市部と農村部の学校の間での教員の格差を再検証している。分析の結果、都市部の学校より、農村部において新任教員数、および、離職者数が明らかに多くなっていた。また、農村部の学校の教員には低学歴の者が多く、教員の資格も低いことを指摘した。

「終章 まとめと考察」では本研究の分析結果がまとめられ、それに基づき、今後の中国の教育格差是正に関する課題や政策の問題などについて考察されている。

本論文は以下の 3 点で高く評価される。

1. 中国の義務教育段階の学校に現在も格差が存在していることを指摘した点である。中国では「義務教育発展基本均衡県」による各学校の評価により、すでに学校間の格差は生じていないとされていた。しかし、本論文は評価の方法に問題があることを指摘し、とくに都市部と農村部で格差が存在している可能性があることを指摘した。
2. 実証的に中国の義務教育段階の学校における教育資源の格差を検証したことである。中国では各学校の施設の状況や教員の資格などは公開されておらず、表面的なデータのみしか検証することができない。そのため、実際の格差を明らかにすることが困難であった。それに対し、本論文はアンケート調査やインタビューなどにより中国の義務教育学校の実態を明らかにし、教育費、設備、教員の 3 つの側面でなお格差が存在することを実証した。
3. 本論文の知見が今後の中国における義務教育学校の格差の解消の一助となることである。学校間の格差の解消は容易ではなく、表面的なデータのみでは実質的な格差の検証は難しい。本論文は中国の現状を明らかにすることで、今後の格差解消政策に資する重要なデータを提示している。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 5 年 7 月 26 日